

12・20子どもの無保険をなくす集会アピール

私たち徳島県社会保障推進協議会は子どもの無保険をなくすため11月4日に県当局と話し合い、特に無保険の子どものいる市町に対してはきめ細かい周知を図っていくとの確認を得て、私たち県社保協も独自に9市町への要請行動を行いました。子どもの無保険は好ましくないという認識で保険証発行の合意を得ることができました。しかし、大量に資格証明書を発行している市町では、滞納期間だけで、文書案内で来ない世帯の実情把握もしないまま一律に発行されている現状が明らかになりました。

全国的に運動が発展し、児童福祉の主旨から国会でも全会一致で国保子ども救済法が成立しました。来年4月1日から15歳未満の子どものみ6か月の短期保険証を発行するという内容です。しかし、子どもの人権・生存権（子どもの健やかな成長と発達を保障すること）は、親の経済的理由で左右されたり阻害されることがあってはならない筈です。児童福祉法でいう児童とは18歳未満であり、高校生はスポーツなど活発に体を動かし保険証の必要な時期です。「滞納の責任は子どもにはない」という観点から高校生も対象にすべきです。また、子どもだけの保険証なら1年間の正規の保険証を発行すべきです。

生活保護基準以下のワーキングプア（働く貧困層）の増大が大きな社会問題になっていますが大企業が強行している非正規労働者の首切りや景気悪化による中小零細業者の倒産など益々増える不安定就労者や低所得世帯、失業者の受け皿が国民健康保険の被保険者です。経済的弱者が保険から排除されることなく安心して医療が受けられるようにしなければなりません。

保険証を取り上げる資格証明書の発行、それによって無保険の子どもを作り出した原因は、高すぎる国保税（料）にあります。従って私たちは国保税（料）の引き下げと減免の拡充、資格証明書の発行中止を求める運動を展開していきますが、当面、本日の12・20子どもの無保険をなくす集会の名に於いて次の事項を県及び市町村に強く要請し改善を求めるものです。

〔要請事項〕

1. 子どもの保険証は、18歳未満の高校生までを対象とし1年間の正規の保険証を発行するとともに、郵送などで保険証が各家庭に届くようにして下さい。
2. 資格証明書は「支払う能力があるにもかかわらず支払わない悪質滞納者に限定して発行されるもの」であり、滞納者と直接接触する中で特別の事情の有無の確認などすべきです。万一、文書を出しても納付相談に来なかったという理由のみで機械的に発行されている場合は、即刻解除して保険証を交付して下さい。
3. 資格証明書が発行されている世帯員が病気になったとき、特別の事情に該当するとして無条件で保険証に切り替えて下さい。さらに、そのことの周知徹底を図り、資格証明書発行世帯が気軽に申し出れる信頼関係を作して下さい。
4. 景気悪化を受けてリストラされた人たちが国保未加入や新たな国保滞納世帯にならないようにリストラを理由にした減免制度を緊急に作して下さい。

以上

2008年12月20日

子どもの無保険をなくす報告交流集会 徳島県社会保障推進協議会

